

令和5年5月30日

新潟市議会議長 皆川 英二 様

会 派 名 新市民クラブ

議 員 名 申 田 修 平

令和5年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政務活動費	120,000	@120,000×1月

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	2,993	別紙のとおり
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	63,840	別紙のとおり
人 件 費		
事 務 所 費	11,216	別紙のとおり
合 計	78,049	

3 残 額 41,951円



## 支出伝票一覧表

会派名	新市民クラブ		議員名	串田 修平
支出年度	令和5年度	支出項目	調査研究費	No.1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額	備考
1	R5. 5. 30	ガソリン代	2,993 円	4月分
計			2,993 円	

支出伝票

会派名	新市民クラブ	議員名	串田 修平
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	1
支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和 5 年 4 月 15 日		
支出年月日	令和 5 年 5 月 30 日		
支出金額	2,993 円		
支出先	(株) スカイ		
使途内容	カ"Y"1>代		
備考	2980 × 1/3 = 2993.33		
領収書貼付欄			

コード ( )	領 収 書		No.S 001196	収 入 印 紙
串田 修平 事務所 様    5 年 5 月 30 日				
下記の金額正に領収致しました				
金額	百万	千	円	
	¥	2	7033-	
御請求金額				備 考
入金内訳	現金	✓		4/10
	小切手			
	値引			
	残高			
株式会社 <b>スカイ</b> 〒959-2008 新潟県阿賀野市安野町4-9 <input type="checkbox"/> 総 務 課    所 ☎ 0250(62)4382    FAX 0250(63)8136 <input type="checkbox"/> アポロステーション水原中央給油所 ☎ 0250(62)2583 <input checked="" type="checkbox"/> アポロステーションうぐいすタウン給油所 ☎ 025(383)2181    FAX 025(383)2191				
社印・係印無いもの、金額訂正のものは無効です。				
50×300 冊				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

# 請 求 書

XC0002

〒  
新潟市

串田修平 事務所 様

会社名 株式会社スガイ  
〒 950-0214  
住 所 新潟県新潟市江南区  
うぐいす1-1-11

店舗名 東新潟うぐいすタウン  
TEL 025-383-2181

銀行名 支店名  
預金種別 口座番号 口座名義人

お客様へのお知らせ

LPガスは「いざという災害時の  
ライフラインです！」

毎度有り難う御座居ます。下記のとおり請求申し上げます。

前回請求額	入金額	売上調整額	入金調整額	差引繰越額	当回お買上額
					27033

ご請求額
27033

ハイオクガソリン	レギュラーガソリン	軽油	灯油	ガス	ポイント入金
	1406				
	22776				

担当コード

担 当 印	確 認 印
-------------	-------------

お買上明細書

お客様コード XXXXXXXXXX 請求締日 2023年04月末日 支払予定日 2023年05月31日 支払方法 店頭持参 整理NO./頁 1- 24

月日	車番 届先	伝票 NO.	テ-ク NO.	商品コード	商品名	荷姿	税	数量	単価	金額	給油店略称
4/15		7041	8292012000	レギュラーガソリン		G		504	162	8164	
				小計						8164	
				消費税等						816	
				*** 車両 合計 ***						8980	



				商品代合計						24576	
				標準税率対象(外)						24576	
				消費税等合計						2457	

G:外税商品 #:非課税商品

## 支出伝票一覧表

会派名	新市民クラブ		議員名	串田 修平
支出年度	令和5年度	支出項目	資料購入費	No.1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額	備考
1	R5.4.21	しんぶん赤旗	930 円	第1紙 日経新聞
2	R5.4.25	事務所図書	55,000 円	住宅地図
3	R5.4.26	公明新聞	1,887 円	第1紙 日経新聞
4	R5.4.29	新潟日報	3,400 円	第1紙 日経新聞
5	R5.5.25	農業新聞	2,623 円	第1紙 日経新聞
計			63,840 円	

支出伝票

会派名	新市民クラブ		議員名	串田 修平
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	1	
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	令和5年4月1日～30日			
支出年月日	令和5年4月21日			
支出金額	930 円			
支出先	日本共産党新潟地区委員会			
使途内容	新聞代			
備考	水一紙 日経新聞			

領収書貼付欄

串田 修平 様			日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b> 領収書
新聞・雑誌名	部数	金額	930 円
「しんぶん赤旗」日曜版 *	1	930	2023 年 4 月分
*印は税率8%			上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 日本共産党新潟地区委員会 〒950-0086 新潟市中央区花園2-3-10 ☎025-247-1346
領収日	4/21	扱者	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



串田 修平 様



様式3

# 領収書貼付用紙

≡

05-04-27 新聞代 ○ \*4,0001)ニツクヨココシ (日経)

※重ならないように貼付してください。

支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議 員 名	串田 修平
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	2
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和 5 年 4 月 18 日		
支出年月日	令和 5 年 4 月 25 日		
支 出 金 額	55,000 円		
支 出 先	(株)刊広社		
使 途 内 容	事務所図書		
備 考	住宅地図 $110,000 \times \frac{1}{2} = 55,000$		
領収書貼付欄			

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

振込金受取書(兼手数料受取書)

( 5 年 4 月 25 日 )

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

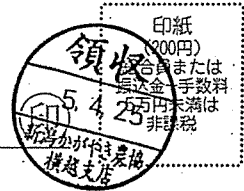
お振込先	金額	十位	百万	千	円
			4	10	9560
お受取人	現金類				
	未決済小切手 枚				
お振込元	貯金振替				
	起算日・指定日				
お振込先	手数料徴収区分	手数料(税込)			
	①即納 ②後納 ③不要	1/4410			
お振込元	フリガナ	カブ カンソウシヤ			
	フリガナ	(株) 利広社 様			
お振込元	フリガナ	クシダ ショウヘイ			
	フリガナ	串田 修平 様			
お振込元	〒	950-0202			
	〒	(025) 385-3727			
お振込元	住所	新潟市江南区藤山1-4-18			
	住所				

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

新潟かがやき農業協同組合横越支店



JAバンク

取扱番号ZJS-KW0111 3/3 2022.11 2023.01 4





支出伝票

会派名	新市民クラブ	議員名	串田 修平
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	4
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日～4月30日		
支出年月日	令和5年4月29日		
支出金額	2,400 円		
支出先	(有)ニッパ横越		
使途内容	新潟日報		
備考	※1紙 日経新聞		

領収書貼付欄

領 収 証 (2023年 04月分)

藤山1丁目4-18

串田 修平 様 現金 4/29

(発行日) (領収番号) (スタッフ)

000026

品名	数量	金額
新潟日報 朝刊	※ 1	3,400

3,400 円

8%対象 3,400 円  
(内消費税 251)

10%対象 円  
(内消費税 )

登録番号 T7110002011523 ※は軽減税率対象 上記正に領収いたしました。

新潟市江南区曙町4-4-45 ☎(383)1188

NIC横越  
(有)ニッパ横越

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議 員 名	串田 修平
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	5
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日～30日		
支出年月日	令和5年5月25日		
支出金額	2,623円		
支出先	JA新潟かがやき		
使途内容	新聞代		
備 考	★一紙 日経新聞		
領収書貼付欄			

領 収 証		No. 043608										
串田 修平		令和5年5月29日										
様		収入 印紙										
金額	2623	円										
但農業新聞550座振替金17 上記正に領収致しました												
〒953-8503 新潟市西蒲区漆山88 新潟かがやき農業協同組 倉 (取扱元)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>内 訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税率 金額 (税抜・税込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>% 消費税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税率 金額 (税抜・税込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>% 消費税</td> <td></td> </tr> </table>			内 訳		税率 金額 (税抜・税込)		% 消費税		税率 金額 (税抜・税込)		% 消費税	
内 訳												
税率 金額 (税抜・税込)												
% 消費税												
税率 金額 (税抜・税込)												
% 消費税												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>内 訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>口座</td> <td>0</td> </tr> </table>			内 訳		現金		小切手	/	口座	0		
内 訳												
現金												
小切手	/											
口座	0											

013110347#

〒950-0202  
新潟市 江南区藤山1丁目4-18

串田 修平 様

新潟かがやき農業協同組合 横越

〒950-0208  
新潟市 江南区  
横越 中央1丁目3-18  
Tel.025(385)2311

CI

11930

購買取引明細書

未収金管理店 106		お客様コード		明細書発行日 5年 4月30日		お支払い期日 5年 5月25日		明細書NO 2084-001						
取引日	品名・摘要			予約	税率	数量	単価	金額	消費税等 (うち消費税等)		整理NO	決済	処理日 在庫	
5	426	*** お買上げ *** 農業新聞 (定期購読) 4月分				軽 8%	1	2623	2623	( 8% )	194	000401		0426 946
		◇◇ お買上げ合計 ◇◇ 軽 8%対象						2623 2623			194 194			

◎ 税率の表示について  
軽：軽減税率品目

	お買上合計額	うち消費税等	入金額
合計 (うち精算済)	2623 0	194 0	

◎ 決済欄の表示について  
済：精算済  
空白：通常未収金  
特：特別・制限未収金  
\*：訂正取引

前月請求額合計	当月ご入金額	当月お買上げ額 (精算済を除く)	当月請求額合計
		2,623	2,623

毎度ご利用いただきましてありがとうございます。今月お取り引きいただいた明細を上記のとおりお知らせいたします。消費税等が()内で表示されている取引は、金額・単価に消費税等が含まれています。請求書は、お買上げの都度お渡ししておりますので、ご確認のうえ万一誤りなどがありましたら、この明細書が到着後5日以内にお申し出ください。なお、すでにお支払い済でも発行日以降のご入金は含まれておりませんのでご了承ください。代金はご指定の口座より振替させていただきますので、期日までに該当口座へ入金くださいますようお願いいたします。



## 支出伝票一覧表

会派名	新市民クラブ		議員名	串田 修平
支出年度	令和5年度	支出項目	事務所費	No.1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額	備考
1	R5. 4. 25	ナカヨ電話装置	2,117 円	4月分
2	R5. 5. 24	電話代	3,991 円	3月分
3	R5. 5. 25	ムラテックカラー複合機	95 円	4月分 再リース
4	R5. 5. 26	コピー代	1,100 円	4月分
5	R5. 5. 30	電話代	3,913 円	4月分
計			11,216 円	

支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議 員 名	串田 修平
支 出 年 度	令和 5 年度	整理番号 (項目別)	1
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和 5 年 4 月 7 日 ~ 4月30日		
支出年月日	令和 5 年 4 月 25 日		
支 出 金 額	2,117 円		
支 出 先	大協リース(株)		
使 途 内 容	ナカヨ電話装置		
備 考	$5294 \times \frac{24}{30} \times \frac{1}{2} = 2,117$		
領収書貼付欄			

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



串田 修平 様



（※お借入明細）



自動機をご利用の場合  
矢印の方向にお入れください

1

年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
[Redacted]				
05-04-25	振替	*5,184	イヨウリス(カ)	
[Redacted]				
05-04-25	手数料	*110		
[Redacted]				

・他店券でのご入金およびお振込は摘要欄に表示し、そのお支払可能日は当該記帳行に表示いたします。  
 なお、お支払可能時刻は他店券の種類によって異なります。詳細については窓口にお問い合わせください。

↑  
 差引残高の金額欄部にマイナス「-」表示がある場合はお借入残高を表します。

# お支払明細表

〒 950-0202  
新潟市江南区藤山1-4-18

串田 修平 様

( 14099 )

契約番号	ナカヨ・エヌシーエヌ NVC-2FII 手組原 NVC-2F2-ME
物件名	2017年06月07日 約定月額(税込)
借入日	2024年06月06日
返済回数	84回
お支払回数	前払金額
お支払い合計	¥435,456
頭金	¥0
利率	8.0%

拜啓 時下ますますご隆盛の段お喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、下記の契約に關し、「お支払明細書」を作成いたしました。  
貴社の管理表としてご利用願いたく、ご送付申し上げます。  
敬具

振込銀行支店	
口座種別及び番号	
口座名義	ナカヨ・エヌシーエヌ

大協リース株式会社  
〒 951-8153  
新潟市中央区文京町12番31号  
問い合わせ先  
TEL 025-231-1121  
FAX 025-231-1108

お支払 回数	お支払日	お支払金額	お支払金額の内訳		お支払 方法	お支払後の残高	お支払 方法	お支払後の残高	お支払 方法	摘要	お支払 回数	お支払日	お支払金額	お支払金額の内訳		お支払 方法	お支払後の残高	お支払 方法	摘要		
			リース料等	税金										リース料等	税金						
1											37										
2											38										
3											39										
4											40										
5											41										
6											42										
7											43										
8											44										
9											45										
10											46										
11											47										
12											48										
13											49										
14											50										
15											51										
16											52										
17											53										
18											54										
19											55										
20											56										
21											57										
22											58										
23											59										
24											60										
25											61										
26											62										
27											63										
28											64										
29											65										
30											66										
31											67										
32											68										
33											69										
34											70										
35											71										
36											72										
												2023/04/25	¥5,184	¥4,800	8.0	¥384	¥67,392	振込			

契約番号

契約日 2019 年 6 月 7 日

契約区分 一般リース

## リース契約書

(甲) 借受人

(住所)

新潟市江南区藤山 1-4-18

(氏名)

串田 修平

連帯保証人 (個人の場合は連帯保証人ご自身が必ず自署願います)  
(住所)

(氏名)

印

連帯保証人 (個人の場合は連帯保証人ご自身が必ず自署願います)  
(住所)

(氏名)

印

(乙) 貸渡人

新潟市中央区文京町12番31号

大協リース株式会社

代表取締役 村山 栄一

## 第1条 (リース契約の趣旨)

- ① 乙は、甲が指定する別表(1)記載の売主 (以下「売主」という) から、甲が指定する別表(2)記載の物件 (ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という。)を買受けて甲にリース (賃貸) し、甲はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

## 第2条 (物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で売主のために物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとし、
- ③ 物件の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵があったときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとします。
- ④ 甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとし、この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

## 第3条 (物件の使用・保存)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。

## 第4条 (リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

## 第5条 (リース料)

甲は、乙に対して別表(5)記載のリース料を同表記載の期日に別表(6)記載の方法で支払います。

## 第6条 (前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(7)記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、別表(7)記載の各リース料の支払期日が到来する都度、当然にそのリース料に充当されるものとし、前払リース料には利息を付さないものとします。
- ③ 甲が第19条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

## 第7条 (物件の所有権標識)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識 (以下「乙の所有権標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。
- ② 甲は、物件の返還までの間、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

## 第8条 (物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
  1. 物件を他の不動産または動産に付着させること。
  2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
  3. 物件を第三者に転貸すること。
  4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
  5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときに不動産に生ずる損傷について、乙に対して何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、の侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します (物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を検査または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

## 第10条 (営業状況の報告)

甲は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提出します

## 第11条 (通知事項)

甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときはその旨を遅滞なく書面により乙に通知します。

1. 名称または商号を変更したとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはのおそれがあるとき。

## 第12条 (費用負担等)

- ① 甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の義務履行に関する一切の費用を負担します。また、遅延等に伴う乙回収にかかる費用も負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い直ちにリース料とは別に乙に支払います。
- ③ 消費税及び地方消費税 (以下併せて「消費税等」という。)を甲の負担とします。別表(5)に記載の消費税等額はこの契約の成立の税率に基づいて計算したものであり、消費税等額が増額された場合には、甲はその増額分を乙の請求に従い直ちに乙に支払います。なお、再リースの消費税等は更新時の税率とします。
- ④ 甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある公租公課を名義人のいかんにかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項による諸税を納めることとなったときは、その納付の後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い直ちにリース料とは別に乙に支払います。

## 第13条 (相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する権をもって相殺することはできません。

## 第14条 (物件の保険)

- ① 乙は、リース期間中、物件に別表(8)記載の保険をつけます。乙はソフトウェアについては保険は付保されません。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、乙は次の各号の定めに従います。
  1. 物件が修理可能の場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を乙に支払います。
  2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

## 第15条 (物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、令等の改廃、売主の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合であっても、乙は、一切の責任を負いません。
- ③ 前二項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で決するものとし、また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が承諾であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の売主への請求に協力するものとし、
- ④ 第2項の隠れた瑕疵並びに錯誤があった場合において、甲が、乙に対して別表(9)記載の規定損害金その他この契約に基づく一切の義務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡するものとし、ただし、前項及び本項の場合、乙は、売主履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- ⑤ 甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の弁済されることはできません。

#### 第16条 (物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、乙は一切の責任を負いません。

#### 第17条 (物件の滅失・毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任によらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲に直ちに別表(9)記載の規定損害金を乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

#### 第18条 (権利の移転等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できます。

#### 第19条 (契約違反・期限の失効)

- ① 甲が、次の各号の一つにでも該当したとき、あるいは、甲もしくは連帯保証人について第23条第1項に反する事実が判明し、または、甲もしくは連帯保証人が第23条第2項に違反したときは、甲は、乙からの通知及び催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残存リース料金額を直ちに乙に支払います。
  1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
  2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたときその他支払いを停止したとき。
  4. 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または、民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算の申立てがあったとき。
  5. 事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
  6. 経営が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  7. 連帯保証人が第3号から第5号までの一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加しなかったとき。
- ② 甲が乙に対して直ちに前項の支払いをしないときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができます。
- ③ 前項の規定に基づき、乙がこの契約を解除したときは、甲は、第22条第1項の規定に基づいて物件を乙に返還するとともに、別表(9)記載の規定損害金を直ちに乙に支払います。
- ④ 前項の場合、乙が物件の返還を不能と判断したときは、甲は乙の請求により、別表(9)記載の規定損害金を直ちに乙に支払います。
- ⑤ リース料の支払いを受け取ったため乙が手形を受け取っている場合には、その手形は第3項の規定損害金の担保とし、規定損害金の支払いがあったときは、残余の手形を甲に返還します。

#### 第20条 (遅延損害金)

甲は、第5条のリース料、第19条の債務、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、別表(10)記載の割合による遅延損害金を乙に支払います。

#### 第21条 (再リース)

甲は、リース期間満了後、本契約を更に1年間更新(再リース)するかまたは終了するかを選択ができるものとし、本契約を終了するときはそのリース期間満了の2か月前までに乙に対して終了の申し出をなすものとします。この申し出がない限り、本契約は別表(11)記載の内容で、この契約の満了日の翌日から更に1年間自動的に再リースされるものとし、甲は別表(6)記載の支払方法等で再リース料を乙に支払い、以後についても同様とします。ただし、乙がこの更新をしない旨の意思表示をしたとき、または、甲が所定の期限までに再リース料を支払わないときは、本契約は終了し、甲は第22条に従い物件を乙に返還します。

#### 第22条 (物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、甲は、物件の通常の損耗及び第8条第3項によって乙が認めたものを

除き、直ちに甲の負担で物件を原状に回復したうえ、乙の指定する場所に返還します。なお、物件の返還に要する一切の費用も甲の負担とします。

- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から要求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲は、これを妨害したり拒んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ、第19条第3項の規定損害金が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価値を差引いた金額を甲に返還します。

#### 第23条 (確約事項)

甲及び連帯保証人は、この契約の締結日において、甲及び連帯保証人(これらの役員及び従業員を含む。以下本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」という。)ではないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力等に属さないことを確約します。

- (2) 甲及び連帯保証人は、乙に対し、次の各号に該当する事項を行わないことを確約します。

- ① 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辭を用いるなどすること。
- ② 事実と反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
- ③ 自らまたは第三者を利用して、乙の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をすること。
- ④ 自らまたは第三者を利用して、乙の業務を妨害し、または、妨害するおそれのある行為をすること。

#### 第24条 (担保等)

- ① 甲と乙の間に、この契約以外の取引があり、または前払リース料以外の担保の差入れがあるときは、すべての担保は乙の甲に対するすべての債権を共通に担保するものとし、その担保の使用順位は、乙の定めるところによります。
- ② 甲の財産、経営、業況について重大な変化を生じ、または生ずるおそれがある場合等乙の債権保全上必要と認められるときは、乙の請求によって、甲は直ちに乙の承認する担保もしくは増担保を差入れ、または保証人をたて、もしくはこれを追加します。

#### 第25条 (連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、この契約及び第21条の更新後のリース契約に基づく甲の乙に対する一切の債務を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。
- ② 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は乙の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権を行使できます。
- ③ 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。

#### 第26条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

#### 第27条 (特約)

- ① 別表(11)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。
- ② この契約と異なる合意は、別表(11)に記載するか、別に書面で甲と乙が合意しなければ効力はないものとします。

#### 第28条 (合意管轄)

乙、甲及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、新潟地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第29条 (通知の効力)

第19条の通知その他この契約に関し乙が甲または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第11条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所等に差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は不着または延着によって生じた損害または不利益を乙に対して主張することはできません。

#### 第30条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

以上



## 別表

(1) 物件の売主	玉源(株)						
(2) 物件	(物件名) ナカヨ・電話装置 NYC-2f II 主装置 NYC-2F2-ME (数量) 一式						
(3) 物件の搬入・引渡し ・使用場所	物件借受証記載の通り						
(4) リース期間	物件受領日より			84 か月			
(5) リース料・消費税額 ・支払回数	月額リース料	金 4,800円	消費税額	金 384円	計	金 5,184円	支払回数 84回
	ボーナス時 リース料	金 0円	消費税額	金 0円	計	金 0円	支払回数 0回
	別枠リース料	金 0円	消費税額	金 0円	計	金 0円	支払回数 0回
	ボーナス時支払月 ( 月と 月)	支払総額	金 403,200円	消費税額	金 32,256円	計	金 435,456円
(6) 支払方法	お支払約定日 [毎月 25日 ] (支払方法) 振込 お支払明細表記載の通り						
(7) 前払リース料	前払リース料	¥0-					
	前払リース料 支払日						
	前払リース料 充当月数	0 か月					
(8) 保 険	動産総合保険 ただし、地震、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める 免責条項に起因する損害については、担保されません。 被保険者：乙 また、リース期間満了後の再リースには付保されません。						
(9) 規定損害金	当初基本額	金 372,600円	当初42ヶ月通減額	金 3,090円	以降42ヶ月通減額	金 4,630円	
(10) 遅延損害金	年 14.6 %						
(11) 特 約	・再リース料 年間リース料の1/10						





事 務 所 台 帳

会派名	新市民クラブ	議員名	串田 修平
事務所名	所在地・電話番号		延べ床面積 (㎡)
くしだ修平事務所	新潟市江南区藤山1丁目385-2 電話 (025) 383-2288		49.5㎡
設置年月日	令和元年5月2日		

様式13 (議員用)

政務活動費(事務所費)使用実績表(令和5年4月分)

会派名		新市民クラブ		議員名		串田 修平	
事務所名		くしだ修平事務所		事務所所在地		新潟市江南区藤山1-385-2	
政務活動使用割合(B)/(A)				66/112 (58%)			
日	曜日	総使用時間(A)	内、政務活動使用時間(B)	政務活動使用内容			
1	土	0	0				
2	日	0	0				
3	月	0	0				
4	火	0	0				
5	水	0	0				
6	木	0	0				
7	金	0	0				
8	土	0	0				
9	日	3	3	市政相談			
10	月	8	4	地域要望(園芸農業、教育関係)			
11	火	8	4	" (地域防災、商工振興)			
12	水	8	4	" (地域医療、行政対応)			
13	木	4	4	" (福祉経営、農業振興)			
14	金	4	4	" (地域観光、建設関係)			
15	土	3	3	市政相談			
16	日	0	0				
17	月	8	4	市政相談			
18	火	8	4	地域要望(地域福祉、地域振興)			
19	水	8	4	" (園芸振興、農産物流通)			
20	木	8	4	" (雨水排水対策、建設関係)			
21	金	8	4	"			
22	土	3	3	市政相談			
23	日	0	0				
24	月	8	4	市政相談			
25	火	8	4	地域要望(地域環境、国際交流)			
26	水	8	4	" (青少年育成会、農業振興)			
27	木	3	3	" (自治会運営、地域貢献)			
28	金	4	2	" (教育関係、土木建設関係)			
29	土	0	0				
30	日	0	0				
31							
計		112	66				

## 支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議 員 名	串田 修平
支出年度	令和 <sup>5</sup> 年度	整理番号 (項目別)	2
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和 <sup>5</sup> 年 3月 1日 ~ 31日		
支出年月日	令和 <sup>5</sup> 年 5月 24日		
支出金額	2,991 円		
支 出 先	NTT ファイナンス(株)		
使 途 内 容	電話代		
備 考	7,983 × 1/3 = 2,991円		

領収書貼付欄

東日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払の場合、金額2枚を提出してください。上記以外で支払の場合は取り扱いません。

ご請求先氏名 串田 修平 様
お客様番号
2023年 4月ご請求分
金額(円) ¥7,983-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3330111
領 収 日 附 印 00581 23.5.24

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

※領収書及び内容を証する書類を  
備考欄には按分率等を記入して



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	025-383-2288	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-383-2288			
◇NTT東日本ご利用分 6,883	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリーS) 3月 1日～ 3月31日: お客 さま [REDACTED]	合 算
	-700	にねん割 割引料 2024年04月～2024年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 3月 1日～ 3月31日	合 算
	500	ボイスワープ使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	200	複数チャネル使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料 3月 1日～ 3月31日	合 算
	304	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 3月 1日～ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他 3月 1日～ 3月31日: 2番号分 のご請求となります。	合 算
	100	発行手数料 本請求書等の発行にかかるとる各種費用に なります。	合 算
	50	取納手数料 本請求をコンビニエンスストア、各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合 算
	625	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT東日本分 (小計) 6,883	6,883	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,100	1,100	ぶらら利用料 * 03月ご利用分 (©NTTぶららご利用分。	非対象等
◇合計 7,983	7,983	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonereelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonereelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。



様式13 (議員用)

政務活動費 (事務所費) 使用実績表 (令和5年3月分)

会派名		新市民クラブ		議員名	串田 修平
事務所名		くしだ修平事務所		事務所所在地	新潟市江南区藤山1-385-2
政務活動使用割合 (B) / (A)				65 / 114 (57%)	
日	曜日	総使用時間 (A)	内、政務活動使用時間 (B)	政務活動使用内容	
1	水	8	4	地域要望 (地域経済、高齢者福祉)	
2	木	8	4	" (農業振興、国際交流)	
3	金	4	2	" (土木建設、高齢者福祉)	
4	土	3	3	市政相談	
5	日	0	0		
6	月	4	2	市政相談	
7	火	2	1	地域要望 (土木建設関係)	
8	水	2	1	" (高齢者福祉)	
9	木	2	1	" (農業基礎整備)	
10	金	4	2	" (ミニ開港、子育て支援策)	
11	土	3	3	市政相談	
12	日	0	0		
13	月	4	2	市政相談	
14	火	4	2	地域要望 (高齢者介護、福祉)	
15	水	4	2	" (地域経済、中核整備)	
16	木	4	2	" (地域格差、建設)	
17	金	4	2	" (農業振興、園芸農業)	
18	土	3	3	市政相談	
19	日	0	0		
20	月	4	4	市政相談	
21	火	0	0		
22	水	4	2	地域要望 (教育行政、部活動)	
23	木	4	2	" (高齢者福祉、福祉)	
24	金	4	2	" (基礎整備、農業振興)	
25	土	3	3	市政相談	
26	日	0	0		
27	月	8	4	市政相談	
28	火	8	4	地域要望 (商工振興、地域格差)	
29	水	8	4	" (新駅設置都市政策)	
30	木	8	4	" (農業振興、子育て支援策)	
31	金	0	0		
計		114	65		

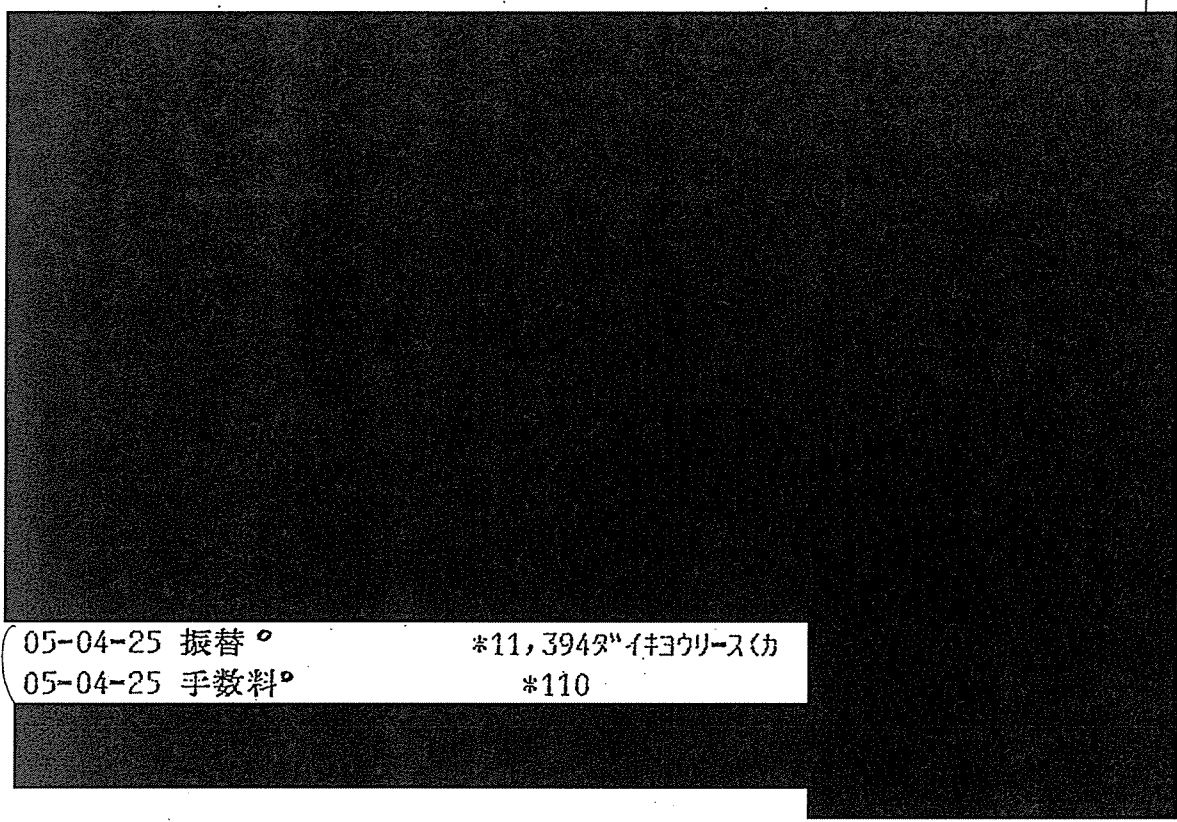
## 支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議 員 名	串田 修平
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	3
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和 5 年 4 月 26 日 ~ 30 日		
支出年月日	令和 5 年 5 月 25 日		
支 出 金 額	95 円		
支 出 先	大協リース(株)		
使 途 内 容	ムラテックカラー複合機		
備 考	$\left\{ (13926 + 110) \times \frac{5}{366} \right\} \times \frac{1}{2} = 95 \text{円}$		
領収書貼付欄			

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

三



05-04-25 振替	*11,394	イヨウリス(カ)
05-04-25 手数料	*110	

年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
05-05-25	振替	*11,394	イヨウリス(カ)	

(兼お借入明細)

自動機をご利用の場合  
矢印の方向にお入れください

2

※ 4/25と5/25の  
振替分を請求額に  
充当している。

# 請求書

発行日  
請求NO 1  
1/1

〒 950-0202  
新潟市江南区藤山 1-4-18

串田 修平 様

( 14099 )

〒 951-8153  
新潟市中央区文京町12番31号

大協リース株式会社  
お問合わせ先

TEL 025-231-1121  
FAX 025-231-1108

毎々格別のお引立を賜り厚く御礼申し上げます。  
下記のとおりご請求申し上げます。  
お支払期日 2023年4月25日

税率	リース料	消費税	請求額合計
10.00%	¥12,660	¥1,266	¥13,926
合計	¥12,660	¥1,266	¥13,926

ご請求の内訳は下記のとおりでございます。

契約番号 車両登録番号	物件名 設置場所	リース期間	数量		リース料		請求額
			今回/総回	税率	消費税		
	ムラテック・カラー複合機 MFX-C2590型 新潟市江南区藤山 1-4-18	2023/04/26 ~ 2024/04/25	一式 1/ 1	10.0%	¥12,660 ¥1,266	¥13,926	

お振込は下記口座までお願いいたします。  
※お振込の際の手数料は貴社負担でお願いいたします。

グイョウリース(カ)

グイョウリース(カ)

「\*」記号の契約は、改正消費税法附則第5条第4項に該当する為旧税率が使用されています。

支出伝票

会派名	新市民クラブ		議員名	串田 修平
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	4	
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	令和5年3月21日 ~ 4月20日			
支出年月日	令和5年5月26日			
支出金額	1,100 円			
支出先	(株)ニイガタ文具			
使途内容	コピー代			
備考	$2,200 \times \frac{1}{2} = 1,100$			

領収書貼付欄

<b>領 収 証</b>		№ 001720
串田修平事務所様		2023年 5月26日
下記のとおり受領いたしました		印
¥ 2,200 -		紙
税抜金額	消費税額等	担当印
但し コピー料金 4月分		
種別	現金・小切手・相殺・手形・振込 ( / )	銀行 (店)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">主 要 業 務</div>		
複合機・OA機器・オフィス家具 複合機レンタル(短期・長期)・中古複合機 印刷(チラシ・カタログ・パンフ)・印章(印鑑・ゴム印) 物品棚・ギフト用品・事務用品・紙類・加工紙		
OA機器・オフィス用品 <b>株式会社 ニイガタ文具</b> 本店 〒950-0855 新潟市東区江南3丁目 TEL (025) 384-8821(代) FAX (025) 384-8822 第1学園店 TEL (025) 269-6605 FAX (025) 269-3971 第2学園店 TEL (025) 211-9113 FAX (025) 211-9141		

# 御 請 求 書

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

No. 147- 1

2023年 4月 30日 締切分 (30)

950-0202

事務用スチール家具・OA機器

新潟県新潟市江南区藤山1-4-18

株式会社 **ニイガタ文具**

串田修平事務所 様

本店 〒950-0855 新潟市東区江南3  
TEL(025)384-8821(代) FAX(025)384-8822  
E-mail: bungen@prontonet.ne.jp

新潟 TEL(025)269-6605 FAX(025)269-3971  
新潟 TEL(025)211-9113 FAX(025)211-9141

取引銀行 XXXXXXXXXX

TEL: XXXXXXXXXX

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	当月御買上額	今回御請求額
			2,200	¥2,200

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
23/ 4/20	10715	カラ複合機 MFX-C2590型カウンター料金 フルカー今月 1738 前月 1738 モノカー今月 0 前月 0 ブラック今月 13247 前月 13148 基本料金 消費税等10.0%	1	式	2,000	2,000 200
【合 計】 (内消費税等10.0%)						2,200 ( 200)

## 支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議 員 名	串田 修平
支出年度	令和 5 年度	整理番号 (項目別)	5
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 30 日		
支出年月日	令和 5 年 5 月 30 日		
支出金額	¥ 913 円		
支 出 先	NTTファイナンス(株)		
使 途 内 容	電話代		
備 考	$7,827 \times \frac{1}{2} = 3,913.5$		

領収書貼付欄

電話料金等払込受領証  
東日本ご利用分

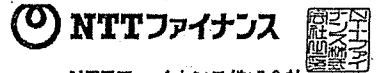
ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの際は、左側の紙をお返しください。上記以外のお支払いは、印紙の貼付は切り取らなさい。

ご請求先氏名 串田 修平 様	
お客様番号	XXXXXXXXXX
2023年 5月ご請求分	
金額(円)	¥7,827-
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先 (無料)	0800-3330111
領 収 日 附 印	
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	

※領収書及び内容を証する書類を添付し、備考欄には按分率等を記入してください。

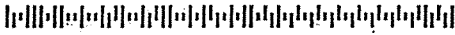
請求書 (東日本ご利用分)

950-0202  
新潟市江南区藤山1丁目4-18

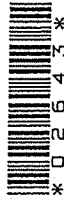


NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

串田 修平 様



023052101057726528



02723

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 5月30日発行  
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)  
東京都港区港南1-2-70  
お問合せ先 0800-3330111 (無料)  
【送付先】  
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本  
-8691 郵便局 仙台東郵便局私書箱8号  
社用コード J30021311001 02723 02643 00 D  
61 000000 1 0 23050601D

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
025-383-2288 [REDACTED]	2023年 5月ご請求分	7,827円	2023年 6月15日(木)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT東日本分ご請求額	6,727円
NTTファイナンス分ご請求額	1,100円
(合計)	7,827円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT東日本からのお知らせ \*\*\* フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。更新後の契約期間は24ヵ月です。更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要です。なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、解約金「戸建て向けサービスの場合4,950円(税込)、集合住宅向けサービスの場合1,650円(税込)」がかかります。詳しくはフレッツ公式HPをご確認ください。

\* NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

以下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	025-383-2288	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-383-2288			
◇NTT東日本ご利用分			
6,727	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS) 4月 1日～ 4月30日: お客さま [REDACTED]	合算
	-700	にねん割 割引料 2024年04月～2024年06月以外の解約は解約金がかかります。	合算
	500	ひかり電話 (基本料) 4月 1日～ 4月30日	合算
	500	ホイスワープ使用料 4月 1日～ 4月30日	合算
	200	複数チャンネル使用料 4月 1日～ 4月30日	合算
	100	追加番号使用料 4月 1日～ 4月30日	合算
	160	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 4月 1日～ 4月30日	合算
	6	ユニバーサルサービス料他 4月 1日～ 4月30日 2番号分のご請求となります。	合算
	100	発行手数料 本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合算
	50	取納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合算
	611	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT東日本分 (小計)	6,727	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,100	1,100	ぶらら利用料 * 0.4月ご利用分。 (例)NTTぶららご利用分。	非対象等
◇合計	7,827	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 <a href="https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/">https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/</a>	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

